

# 小松市病児保育ルーム利用料無料化事業について

## 内容は？

- 平成 29 年 4 月より、小松市病児保育ルーム利用料を無料化するもの。(所得制限あり)  
(食事・おやつ代及び延長料金を除く利用料が対象で、1 回あたり上限 1,500 円まで)  
利用時に世帯の所得を確認し、無料化の対象となる場合は、食事・おやつ代と延長料金のみ徴収します。

## 対象者は？

- ① 生活保護法による被保護者世帯の小学校 6 年生までの児童(令和元年 10 月～)
- ② 市民税非課税世帯の小学校 6 年生までの児童(令和元年 10 月～)  
※保育料の算定と同様に児童の父母の収入が生活保護基準を下回る場合は、同居の祖父母等(別世帯であっても同一住所にお住まいであれば同居と判断)の市民税所得割額により算定されます(ひとり親家庭の場合も同様)。
- ③ 同一世帯で 2 人以上の子どもが保育所・認定こども園、幼稚園に入所している場合の 2 人目(所得制限あり)

	1 人目	2 人目	無償化の対象
例 1	小学生	年長クラス	対象外
例 2	年長クラス	1 歳児クラス	2 人目

- ④ 同一世帯で 18 歳以下の子どもが 3 人以上いる世帯で保育所・認定こども園、幼稚園に入所している 18 歳以下の 3 人目以降(所得制限あり)

	1 人目	2 人目	3 人目	4 人目	無償化の対象
例 1	高校生	小学生	年長クラス		3 人目
例 2	20 歳	高校生	年長クラス	年少クラス	4 人目

※③と④の所得制限【保護者(父母)の市民税所得割額の合計】について

	利用する児童の保育認定区分	
	1 号	2・3 号
③ 同時入所の 2 人目	77,100 円以下	57,700 円未満
④ 18 歳以下の 3 人目以降	211,200 円以下	169,000 円未満

※8 月 31 日までは前年度、9 月 1 日からは当年度の世帯の市民税所得割額で判定します。

※他市から転入された方等で、前年の市民税所得割額が確認できない場合は、別途申請が必要な場合があります。詳しくはお問い合わせください。

- ◆無料化の可否判断のため、登録時及び利用時に個人情報の照会に関する同意をいただくこととなりました。ご理解ご協力をお願いいたします。  
ご不明な点はお問い合わせください。



小松市役所  
子育て環境課  
TEL 0761-24-8054 (直通)